

川辺町低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領

平成19年7月1日

決裁

(目的)

第1条 この訓令は、本町において締結する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ)に係る競争入札を執行するに当たり、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 予定価格が200万円を超え1,000万円未満の建設工事(ただし、土木一式工事に限る。)は、最低制限価格を設定する。

2 最低制限価格を設定しない場合で、かつ、予定価格が1,000万円以上の建設工事は、調査基準価格を設定する。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準となる金額をいうものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった額を基に、次の各号の区分に応じ算出した額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、町長が必要と認める特別な契約の場合は、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で町長の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(1) 土木一式工事又は次号及び第3号に掲げる工事以外の工事

- ア 直接工事費相当分の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費相当分の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費相当分の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費相当分の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 建築一式並びに営繕工事に係る電気、電気通信、管、とび・土工・コンクリート工事(解体工事に限る。)及び解体

- ア 「直接工事費相当分の額に10分の9を乗じて得た額」に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費相当分の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 「現場管理費相当分の額」と「直接工事費相当分の額に10分の1を乗じて得た額」の合計額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費相当分の額に10分の6.8を乗じて得た額

(3) 営繕工事以外の電気及び電気通信並びに上水道工事及び下水道工事に係る機械器具設置

ア 機器費相当分の額に10分の9.2を乗じて得た額

イ 直接工事費相当分の額に10分の9.7を乗じて得た額

ウ 共通仮設費相当分の額に10分の9を乗じて得た額

エ 現場管理費相当分の額に10分の9を乗じて得た額

オ 一般管理費相当分の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の規定により得られた額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額とする。

(最低制限価格)

第4条 制限価格の算出は、調査基準価格の算出と同様とし、制限価格を下回った入札を行った場合は失格とする。

(予定価格書への記載)

第5条 対象工事に係る競争入札を執行するときは、予定価格が記載された行の下に、低入札価格調査制度を適用する場合は、調査基準価格を、最低制限価格制度を適用する場合は、制限価格を記載し、さらに調査基準比較価格又は制限比較価格として消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた金額を記載するものとする。

(対象工事の周知)

第6条 対象工事が一般競争入札の場合は公告において、指名競争入札の場合は指名競争入札の通知において、低入札価格調査制度及び最低制限価格の適用の有無を明示するものとする。

(入札の保留)

第7条 低入札価格調査制度を適用した入札において、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、落札者の決定を保留し、入札参加者に落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)を、後日決定する旨を通知する。

(調査の実施)

第8条 事業担当課は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、最低価格入札者から次の内容により、事情聴取及び関係機関への照会をする等の調査を実施し最低価格入札者から入札価格調査票(様式第1号)を提出させ、事業担当課は低入札価格調査調書(様

式第2号)を作成するものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連(地理的条件)
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) 前各号により事情聴取した結果についての調査検討
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況(取引金融機関、保証協会等への照会)
- (14) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等)
- (15) その他必要事項
(審査)

第9条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、川辺町指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が前条の調査結果について審査を行うものとする。

- 2 選定委員会の委員長は、前項の審査結果及び意見を速やかに町長に報告するものとする。
(落札者の決定の方法等)

第10条 町長は、前条第2項の審査結果及び意見に基づき、契約内容に適合した履行がされると認められる場合は、直ちに最低価格入札者が落札者等となった旨を通知するとともに、他の入札者全員に、その旨を通知するものとする。

- 2 町長は、前条第2項の審査結果及び意見に基づき、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合は、最低価格入札者を落札者等とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者等と決定するものとする。この場合において、最低価格入札者に対して落札者等としない旨の通知を、次順位者に対して落札者等となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者等となった旨を通知するものとする。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札であった場合には、同様の手続に

よるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年4月16日訓令甲第4号）

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（令和元年5月7日決裁）

この訓令は、令和元年5月7日から施行する。

附 則（令和8年2月18日訓令甲第1号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 8 条関係)

年 月 日

川辺町長 様

住所

氏名

次の工事に係る入札価格調査について、入札価格調査票を提出します。

工事番号

工事名

工事場所

工事概要

入 札 価 格 調 査 票

- ① その価格により入札した理由及び工事費内訳書
- ② 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連(地理的条件)
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
- ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑩ 経営内容
- ⑪ ⑨の公共工事の成績状況
- ⑫ 経営状況
- ⑬ 信用状況

※①から⑬の内容については、別添様式による。

低入札調査に関する提出資料一覧表

岐阜県加茂郡川辺町

※原則として入札執行日を含めて2日以内に提出すること(ただし町の休日を除く)。

調査項目	提出する書類
① その価格で入札した理由及び工事内訳書	様式-1、工事内訳書(任意様式とする)
② 近隣手持ち工事の状況	様式-2
③ 関連手持ち工事の状況	様式-3
④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連	様式-4
⑤ 手持ち資材の状況	様式-5
⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係	様式-6
⑦ 手持ち機械数の状況	様式-7
⑧ 労務者の具体的供給見通し	様式-8
⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者	様式-9
⑩ 経営内容	経営規模等評価通知書の写し、財務諸表の写し及び総合評定値通知書の写し
⑪ ⑨の公共工事の成績状況	国、公共団体発注の工事成績評定通知書の写し
⑫ 経営状況(取引金融機関、保証協会等)	様式-10
⑬ 信用状況 ・建設業法違反の有無 ・賃金不払いの有無 ・下請け代金支払い遅延の有無	様式-11

様式-1

その価格により入札した理由

当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請け会社等の協力等からの面から記載する。なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

様式-2

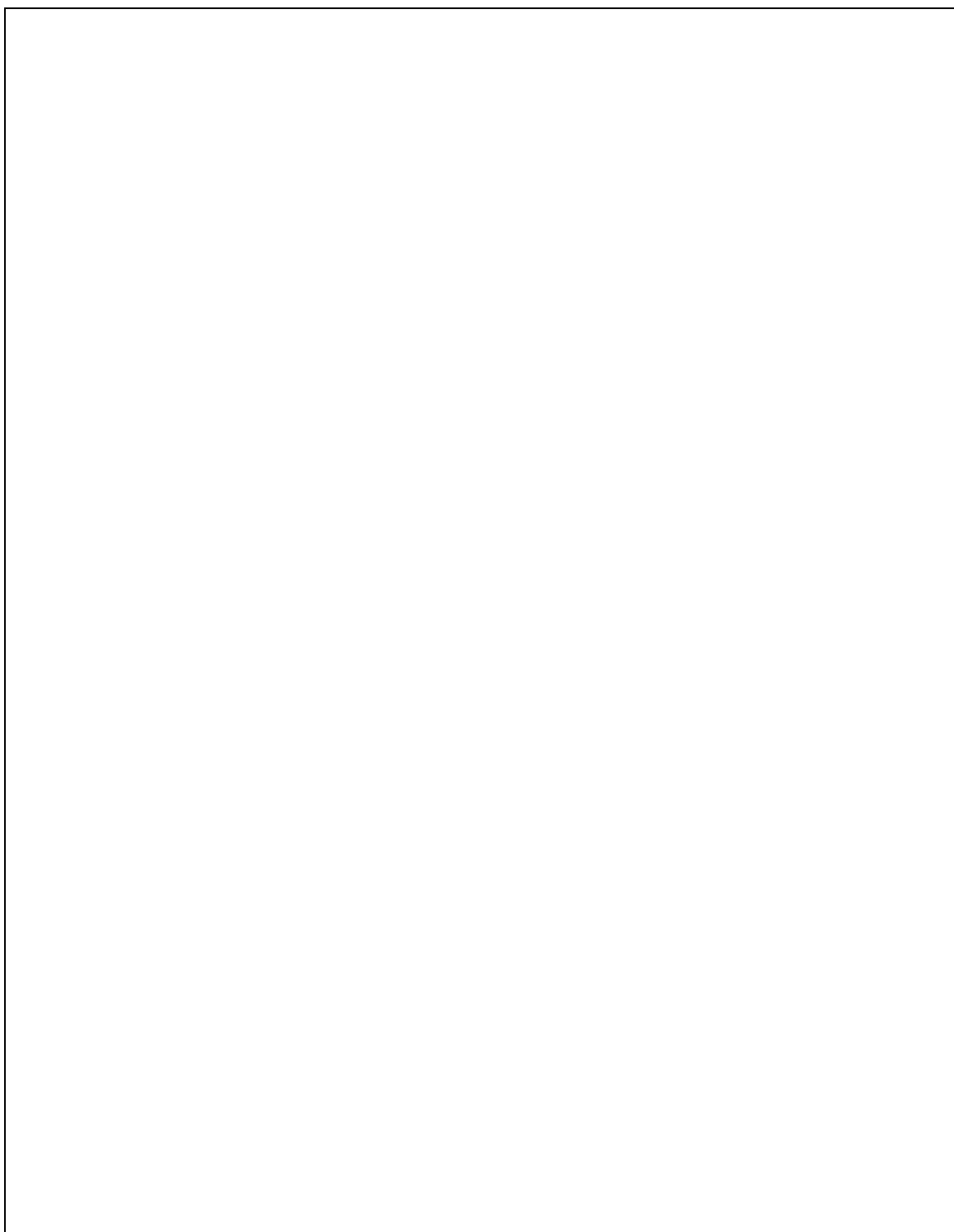
近隣手持ち工事の状況

工 事 名	発 注 者	工 期	金 額	備 考

本様式には、対象工事現場付近(半径 10km 程度)での手持ち工事の件名を記入し、その工事の場所が図面上で確認出来ること。また、対象工事の位置も記入すること。 図面の縮尺は自由とする。

様式-4

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連



分かりやすい地図で契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連が明確になるように記入する。また、所在地も明らかにする。縮尺は問わない。

様式-6

資材購入先及び購入者と入札者との関係

工種 種別	品名 規格	単 位	数 量	購 入 先 名		
				業 者 名	所 在 地	入札者との関係

- ・ 購入先予定業者との関係記入。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社 等
- ・ 関係を証明する、規約、登録書等を添付

様式-7

手持ち機械の状況

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	現在の利用状況

本様式は、主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入。

様式-8

労働者の具体的供給見通し

工 種	職 種	員 数	中小受託事業者会社との関係 中小受託事業者会社名 等
(記載例)			
土 工	普通作業員	200(100)	同族会社 (株)〇〇
配管工	配管工・普通作業員	120(80)	□◇会メンバー (株)△▽
	()内は、自社労働者で内書き。		
	中小受託会社との関係も明記する。		

様式-11
信用状況

項 目	有 無	備 考
建設業法の違反		
賃金不払いの状況		
下請け代金支払い遅延の状況		

※過去5年間の状況とする

※「有」の場合、その状況となった年月と理由を備考欄に記載すること

様式第2号(第8条関係)

低入札価格調査調書

年 月 日作成

事業担当課：

1. 工事内容に関する事項

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工事概要
- (5) 工期
- (6) 入札日
- (7) 業者名
- (8) 入札額(税込み) (予定価格)

2. 調査内容

調査内容	調査結果	適・否
(1) その価格により入札した理由及び工事費内訳書 (様式-1)		
(2) 契約対象工事付近における手持工事の状況 (様式-2)		
(3) 契約対象工事に関する手持工事の状況 (様式-3)		
(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連(地理的条件) (様式-4)		
(5) 手持資材の状況 (様式-5)		
(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係 (様式-6)		
(7) 手持機械数の状況 (様式-7)		
(8) 労務者の具体的供給見通し (様式-8)		
(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者 (様式-9)		
(10) 経営内容		
(11) (1)～(9)の各号により事情聴取した結果についての調査検討		

(12) (9) の公共工事の成績状況		
(13) 経営状況 (様式-10)		
(14) 信用状況 (様式-11)		
(15) その他必要事項		

審査結果：